

配当還元方式による自社株対策 ～議決権割合を引下げる～ その4

今回から「配当還元方式による自社株対策」をシリーズで解説しています。今回は、同族株主が相続する場合でも、持株数を減らすことなく自社株の相続税評価額を配当還元方式によって取得するための具体的な対策について、設例で解説することとします。

【設例】

1. 評価対象会社 A社（甲、乙、丙の三兄弟が株主の同族会社）
2. A社の株主構成 甲（40%）、乙（35%）、丙（25%）
3. 株式の種類 全て普通株式でA社の発行済株式総数は2,000株

株主	所有株式数	持株割合	議決権数	議決権割合
甲	800株	40%	800個	40%
乙	700株	35%	700個	35%
丙	500株	25%	500個	25%

4. 丙の対策

- ① 丙の推定相続人は、妻、長女、二女の3名で、A社の経営には関わっていない
- ② 丙の保有する普通株式のうち240株を無議決権株式へ変更する
- ③ 丙から妻、長女及び二女に普通株式と無議決権株式を一括して均分に贈与する

● 贈与する株式数と議決権数

	妻		長女		二女		合計	
	株式数	議決権数	株式数	議決権数	株式数	議決権数	株式数	議決権数
普通株式	87株	87個	87株	87個	86株	86個	260株	260個
無議決権株式	80株	—	80株	—	80株	—	240株	—

5. 対策の効果の検証

(1) 対策前のA社株式の評価方法

丙の議決権割合は25%であることから、丙の相続人は中心的な同族株主と判定されることから、丙の相続人がその株式を贈与や相続により取得した場合には、原則的評価方式によって評価されることになります。

(2) 対策後のA社株式の評価方法

丙の議決権割合は、 14.77% $((500株 - 240株) \div (2,000株 - 240株))$ に下がり、3名に均分に贈与する場合には、一人当たりの議決権割合は5%未満で、かつ、丙の家族は中心的な同族株主に該当しないことから、特例的評価方式によって評価することになります。

株主	所有株式数	持株割合	議決権数	議決権割合
甲	800株	40%	800個	45.46%
乙	700株	35%	700個	39.77%
丙	500株	25%	260個	(※) 14.77%

(※) 丙の相続人は、中心的な同族株主を判定する際の議決権割合は25%未満となり、かつ、その議決権のある株式を3名の推定相続人が均分に取得すれば、取得後の議決権割合は5%未満となることから、特例的評価方式で自社株を評価することができます。なお、丙の所有する普通株式240株をA社の金庫株としても上記と同様に特例的評価方式によって取得することができます。

(3) 中心的な同族株主に該当するか否かの判定

判定者	範囲						判定
	甲	乙	妻	長女	二女	合計	
甲	800	700	87	87	86	1,760	○
乙	800	700	—	—	—	1,500	○
妻	—	—	87	87	86	260	×
長女	—	—	87	87	86	260	×
二女	—	—	87	87	86	260	×